

## 運営規程（移動支援）

### （事業の目的）

第1条 株式会社トーリツが開設するトーリツ訪問介護 江戸川（以下「事業所」という。）が行なう移動支援の事業（以下「移動支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下、「居宅介護員等」という。）が、障害者及び障害児（以下、「障害者（児）」という。）に対し、適正な移動支援サービスを提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 事業所の居宅介護員等は、障害者（児）の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、移動支援およびそのサービスに係る身体介護等の支援を行う。

2 事業の実施にあたっては、行政、保健・医療・福祉サービスの各機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### （事業所の名称等）

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 : トーリツ訪問介護 江戸川
- 二 所在地 : 東京都江戸川区中央1-5-1 藤広ビル1階

### （職員の職種、員数および職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 : 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なうとともに、法令等において規定されている居宅介護等の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- 二 サービス提供責任者 : 3名以上（常勤）

・移動支援サービス計画の作成・変更等を行い、利用の申し込みに係る調整をすること。

・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等、相談支援専門員等との連携に関すること。

・居宅介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

・居宅介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内

容の管理について必要な業務等を実施すること。

三 居宅介護員等 : 常勤 1名以上

ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。

居宅介護員等は、移動支援サービス計画に基づき移動支援等の提供に当たる。

\* 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員・設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）を厳守し、重要事項説明書に員数・保有資格を明記して説明を行なうものとする。

居宅介護員等は、障害者（児）の居宅介護、重度訪問介護の提供と兼務する。

四 事務職員 : 1名（常勤）

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 介護事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、12月30日から1月3日までを除く。

二 営業時間 午前8時30分より午後5時30分までとする。

三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

四 サービスの提供は365日行う。

（サービス提供の内容及び利用料等）

第6条 サービスの提供内容は、次のとおりとする。

一 移動支援（身体介護あり）

移動支援（身体介護なし）

二 移動支援に係る以下の身体介護

排泄介助 更衣介助 移乗介助 外出準備等

2 移動支援サービスを提供した場合の利用料は、告示上の額とし、当該移動支援サービス等が法定代理受領のサービスであるときは、その1割とする。ただし、区市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。

3 第8条に定める通常の実施地域を越えて行う移動支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、移動支援先からヘルパーが単独で戻る場合には、その交通費を実費で徴収する。

4 前項の費用及びその他、利用者等から金銭の支払を受ける場合には、利用者等に金の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとする。

（事業の対象者）

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

- 一 移動支援 : 身体障害者（18歳未満の者を除く）  
知的障害者（18歳未満の者を除く）  
障害児（18歳未満の身体・知的・精神障害者及び難病等対象者）  
精神障害者（18歳未満の者を除く）  
難病等対象者（18歳未満の者を除く）

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、江戸川区の区域とする。

（衛生管理等）

第9条 居宅介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

二 食中毒及び感染症の発生を防止するための取組を行うものとする。

（緊急時等の対応方法）

第10条 指定居宅介護員等は、移動支援サービス等を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急異常の事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

主治医等に連絡する場合の基準は次のとおりとする。熱が37.5度以上ある。嘔吐を繰り返す。手・足の痺れがあり、力が入らない。顔面に麻痺症状が出ている。転倒し、頭・身体に痛みがある時。褥瘡ができている時。

（苦情解決）

第11条 事業所は、その提供した移動支援サービス等に関する利用者等からの苦情を解決するために必要な措置を講じるものとする。

（虐待の防止のための措置）

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のために、次の措置を講ずるものとする。

- 一虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 二利用者様及びそのご家族からの苦情処理体制の整備
- 三その他虐待防止のために必要な措置
  - ・虐待防止委員会の設置および定期的開催
  - ・虐待防止担当者の設置
  - ・虐待防止のための指針の整備

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報するものとする。また、成年後見制度を周知するとともに、制度の利用に当たって必要となる

支援を行う。

3 事業所は、身体拘束適正化のために必要な措置を行う。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、居宅介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 : 採用後1ヶ月以内に行なう。

二 継続研修 : 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密は厳守する。

3 従業者は事業所退職後においてもこれらの秘密を厳守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社トーリツと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日より施行する。